

平成28年12月26日 招集

平成28年門真市教育委員会第12回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第12回定例会
平成28年12月26日（月）午後2時
本館2階大会議室

日 程	事件番号	件 名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第12号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について)	1
第4	議案第47号	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について	4
第5	議案第48号	門真市立総合体育館条例の施行期日を定める規則の制定について	7
第6	議案第49号	門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について	9
第7	議案第50号	門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について	20
第8		諸報告	23

承認第12号

臨時代理による事務処理の承認について

(門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の
任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成28年12月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇の種類)</p> <p>第17条 市費負担教員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第17条 市費負担教員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び<u>介護休暇</u>とする。</p>
<p>(介護休暇)</p> <p>第21条 任命権者は、市費負担教員（教育委員会規則で定める市費負担教員に限る。<u>次条第1項において同じ。</u>）が<u>要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、当該市費負担教員に対し、無給の休暇を与えることができる。この場合において、<u>介護休暇の期間については、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第21条 任命権者は、市費負担教員（教育委員会規則で定める市費負担教員に限る。<u>_____</u>）が<u>_____</u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの<u>_____</u>の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、当該市費負担教員に対し、無給の休暇を与えることができる。この場合において、<u>介護休暇の期間については、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>2～3 略</p>
<p>(介護時間)</p> <p>第21条の2 <u>任命権者は、市費負担教員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前条第1項後段に規定する介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、当該市費負担教員に対し、無給の休暇を与えることができる。この場合において、介護時間の時間については、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
2 介護時間の単位は、30分とする。	
3 介護時間の承認については、教育委員会	
規則で定める。	
<u>第21条の3</u> 略	<u>第21条の2</u> 略

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議案第47号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、門真市教育委員会から次の事項を門真市長部局の職員へ補助執行させる旨協議するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

平成28年12月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

1 概要

平成29年4月1日に予定される機構改革に伴い、現在教育委員会のこども未来部保育幼稚園課で実施している事務については、市長部局の職員が実施することになる。保育幼稚園課で行っている事務のうち、教育委員会の権限に属する事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、市長部局の職員へ補助執行をさせるにあたって協議を行うもの。

2 補助執行について

補助執行とは、事務権限を教育委員会としつつ、事務を市長部局の職員により執行することであり、門真市教育委員会名により実施する。

3 補助執行させる事務について

教育委員会は、現在教育委員会こども未来部保育幼稚園課で実施している幼稚園に関する事務を市長部局の職員に補助執行させる。

4 スケジュール（1月中 制定予定）

協議の同意後、「門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を教育委員会で制定する。

5 補助執行の開始時期

平成29年4月1日とする。

提案理由

平成29年4月1日に予定される機構改革に伴い、現在教育委員会こども未来部保育幼稚園課で実施している幼稚園に関する事務を市長部局の職員に補助執行させるため、教育委員会の権限に属する事務の補助執行について協議するにつき、本案を提出するものである。

○教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

1. 概要

平成29年4月1日に予定される機構改革に伴い、現在教育委員会のこども未来部保育幼稚園課で実施している事務については、市長部局の職員が実施することになる。保育幼稚園課で行っている事務のうち、教育委員会の権限に属する事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、市長部局の職員へ補助執行をさせるにあたって協議を行うもの。

2. 補助執行について

補助執行とは、事務権限を教育委員会としつつ、事務を市長部局の職員により執行することであり、門真市教育委員会名により実施する。

3. 補助執行させる事務について

教育委員会は、現在教育委員会こども未来部保育幼稚園課で実施している幼稚園に関する事務を市長部局の職員に補助執行させる。

4. スケジュール（1月中 制定予定）

協議の同意後、「門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を教育委員会で制定する。

5. 補助執行の開始時期

平成29年4月1日とする。

議案第48号

門真市立総合体育館条例の施行期日を定める規則の制定について

門真市立総合体育館条例の施行期日を定める規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年12月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立総合体育館条例（平成28年門真市条例第6号）の施行に伴い、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立総合体育館条例の施行期日を定める規則

門真市立総合体育館条例（平成28年門真市条例第6号）の施行期日は平成29年5月1日とし、同条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は同年1月18日とする。

議案第49号

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部改正について

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年12月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立総合体育館条例（平成28年門真市条例第6号）の施行に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の一部を改正する規則

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(優先使用対象施設)</p> <p>第3条 優先使用の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 門真市立総合体育館</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>	<p>(優先使用対象施設)</p> <p>第3条 優先使用の対象となる施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <hr/> <p><u>(7) 略</u></p>

改正後

様式第1号 (第5条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書

略

略

会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場
	旧第六中学校[<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート 総合体育館[<input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他()

略

略

改正前

様式第1号 (第5条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可申請書

略

略

会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 旧第六中学校[<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> その他(_____)
	略

略

略

様式第2号 (第7条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可書

略

略

会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場
	旧第六中学校[<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート 総合体育館[<input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他()
略	

改正前

様式第2号（第7条関係）

門真市立社会体育施設等優先使用許可・変更許可書

略

略

会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 旧第六中学校[<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> その他(_____)
	略

改正後

様式第3号 (第8条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用辞退届

略

略

会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場
	旧第六中学校[<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート 総合体育館[<input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他()
略	

改正前

様式第3号 (第8条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用辞退届

略

略

会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場 旧第六中学校[<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> その他(_____)
	略

改正後

様式第4号（第9条関係）

門真市立社会体育施設等優先使用結果報告書

略

略

会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場
	旧第六中学校[<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート 総合体育館[<input type="checkbox"/> メインアリーナ <input type="checkbox"/> サブアリーナ <input type="checkbox"/> 多目的スタジオ <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> クラブハウス <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 研修室] <input type="checkbox"/> その他()
略	

略

改正前

様式第4号 (第9条関係)

門真市立社会体育施設等優先使用結果報告書

略

略

会 場	市民プラザ[<input type="checkbox"/> グラウンド 体育館 (<input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 相撲場)] <input type="checkbox"/> 青少年運動広場
	旧第六中学校[<input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> 体育館] <input type="checkbox"/> テニスコート _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> その他(_____)

略

略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、門真市立総合体育館条例（平成28年門真市条例第6号）の施行の日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。
- 3 門真市立総合体育館の優先使用の許可等に係る準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

議案第50号

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、
勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（平成25年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年12月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

改正後	改正前
添えて任命権者に提出することにより行わなければならない。	
3 第7条第4項及び第8条第3項の規定は、介護時間について準用する。	

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	平成28年度補正予算（補助執行分）について
2	「第34回青少年の主張」の結果について